

大分市施設維持管理業務共通仕様書

第1 総則

1 適用

本共通仕様書は、大分市が所管する建物及び道路、公園、河川、プール及び下水道施設（以下「施設」という。）に関する運転、保守・点検、清掃、警備、害虫等駆除、樹木管理、空気環境測定、ダイオキシン等環境測定・分析、除草・草刈、公園公衆トイレ清掃、プール管理及び下水道処理施設維持管理・運転その他施設維持管理に関する業務（以下「施設維持管理業務」という。）に適用する。

また、契約書及び仕様書は相互に補完するものとし、これらに相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)の順番とする。

(1) 契約書

(2) 特記仕様書（図面、機器リストを含む。）

(3) 共通仕様書

2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次による。

(1) 「特記」とは、1 適用の(1)及び(2)に指定された事項をいう。

(2) 「施設管理担当者」とは、施設の管理に携わる者で、契約書に定める職務を行うことを発注者が指定した者をいう。

(3) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。

(4) 「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

(5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。

(6) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。

(7) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。

(8) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。

(9) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。

(10) 「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(11) 「業務の検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払の請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。

第2 業務の範囲と実施条件

1 業務の範囲

本業務の範囲は、特記のとおりとする。

2 業務実施条件

(1) 業務を行う日及び時間は、特記による。

(2) 特記に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

(3) 別契約の業務等

業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。

常駐して行う業務においては、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

第3 業務の実施

1 業務の計画

(1) 業務計画書

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。

業務担当者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

(2) 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

(3) 貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

2 業務の実施

(1) 業務管理体制

受注者は、特記に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。また、受注者は業務責任者を定め施設管理担当者に届け出るものとし、当該業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務責任者

業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図るものとする。業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

(3) 業務担当者

業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

(4) 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

(5) 服装等

業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。ただし、施設警備については、特記による。

(6) 安全衛生管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

事故の未然防止を図るため、作業員に対する安全教育を徹底すること。万一、事故が発生したときは臨機の措置を取るとともに、事故及び措置の内容について遅滞なく発注者に報告すること。

(7) 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

3 業務の記録と報告

(1) 業務の記録

受注者は、一の業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成するとともに、業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。

施設管理担当者と協議した結果についても記録を整備する。これらの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

(2) 業務の報告

業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、施設管理担当者へ、あらかじめ定められた日に報告する。

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

4 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは、特記に定める書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

5 受注者の負担及び支給材料等

(1) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、特記に定める支

給材料を除く。

エ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、特記で定める衛生消耗品を除く。

オ 作業に必要な足場、仮囲い等は、受注者の負担とする。足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

6 施設等の利用及び作業用仮設物等

(1) 居室等の利用

ア 常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。

イ 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

(2) 共用施設の利用

ア 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

イ 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

(3) 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

(4) 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

7 注意事項

(1) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(2) 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

(3) 火気の手扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

(4) 喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

(5) 持ち込み資機材の残置

非常駐の業務にあつては、受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

第4 個別事項

(1) 環境衛生管理

ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。

イ 建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。

ウ 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

(2) 業務に伴う廃棄物の処理等

ア 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。ただし、特記に定めるごみ収集、吸殻収集、汚物収集等による廃棄物は除く。

発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

イ 産業廃棄物等

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。

明野青空公園外 204 ヶ所遊具定期点検業務 特記仕様書

1. 適用

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書によるほか『大分市施設維持管理業務共通仕様書』、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（国土交通省平成26年6月）（以下「指針」という。）』、『遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014（社団法人日本公園施設業協会 2024年4月）（以下「基準」という。）に基づいて行うものとする。

2. 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。

- (1) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者または契約書の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に施設管理者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (3) 「業務担当者」とは、業務責任者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

3. 技術者の資格要件

(1) 業務責任者

業務責任者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士でなければならない。

(2) 業務担当者

業務担当者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士、公園施設点検技士、安全管理士または点検管理士でなければならない。

4. 受注者の負担の範囲

点検業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。

5. 業務の範囲

業務の範囲は、別紙「遊具一覧表」に示す公園緑地課、市民協働推進課管理の遊戯施設等とする。

6. 履行期間等

(1) 履行期間

- ・ 契約締結日の翌平日～令和9年2月26日

(2) 業務実施日及び時間

- ・ 日曜日、祝日を除く平日とし8:30から17:00とする。

7. 業務の実施要領

(1) 点検業務

点検業務は、下記の①～⑤に定めるもののほか、関連する指針や基準に基づき実施するものとする。なお、点検業務は施設別遊具一覧表（様式1）及び定期点検シート（様式3）に則って、遊具定期点検総括表（様式2）にまとめるものとする。また、点検業務については業務担当者と補助者の2人1組を基本として実施するものとする。

- ① 目視 施設の外觀・形状をあらゆる角度から観てその劣化状態を診断する。
- ② 触診 施設を素手で触ってその劣化状態を診断する。
- ③ 聴診 施設の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する。
- ④ 打診 施設を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断し、劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを診断する。
- ⑤ 揺診 施設本体を揺り動かし、使用に耐用できるかを診断する。

(2) 判定業務

施設の劣化等や基準等の判定は、①～④に定めるもののほか、指針や基準に基づき物的ハザード、人的ハザード等を総合的に業務責任者が判断し、遊具定期点検総括表（様式2）にまとめるものとする。

①劣化判定、項目別判定

- ：異常や劣化がないもの・適合しているもの
- △：軽微な劣化はあるが、修理の必要がなく経過観察を行うもの
- ×：修理の必要な劣化があるもの・不適合なもの

②箇所別判定

- a：健全なもの、修理の必要のないもの
- b：直ちに修理する必要はないが、経過観察する必要があるもの（事故を引き起こしうる状態ではないが、何らかの措置を講ずる必要がある状態のもの）
- c：修理の必要のあるもの（軽度のケガを引き起こしうる状態のもの）
- d：直ちに使用を禁止し、修理の必要のあるもの（生命に危険があるか、重度あるいは恒久的な障害を引き起こしうる状態や重大な、恒久的でないケガを引き起こしうるすべての状態のもの）

③総合判定（劣化）、対応緊急度

- A：健全なもの、修理の必要のないもの
- B：直ちに修理する必要はないが、経過観察する必要があるもの（事故を引き起こしうる状態ではないが、何らかの措置を講ずる必要がある状態のもの）
- C：修理の必要のあるもの（軽度のケガを引き起こしうる状態のもの）
- D：直ちに使用を禁止し、修理の必要のあるもの（生命に危険があるか、重度あるいは恒久的な障害を引き起こしうる状態や重大な、恒久的でないケガを引き起こしうるすべての状態のもの）

④塗装判定

Ⅰ：塗装の必要がないもの（剥離５０％未満）

Ⅱ：数年以内には塗装の必要があるもの（５０％以上８０％未満）

Ⅲ：直ちに塗装する必要があるもの（８０％以上）

（３）注意事項

- ①点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- ②遊具の可動部については、特に入念に点検すること。
- ③遊具と基礎との接合部が地中にある場合は、遊具の基礎を露出し、接合部を点検すること。
- ④簡易な補修（ボルトの緩みやグリス等の注油）については点検業務に含むものとする。
- ⑤直ちに使用を禁止する必要があると判断された場合は、施設管理担当者と協議の上、適切な措置を講じること。
- ⑥業務責任者と業務担当者は兼任できないものとする。
- ⑦点検期間中は、施設管理担当者と密に連絡を取り合い、適切な措置を講ずること
で事故の発生を未然に防ぐよう努めること。また、今回の点検対象以外で危険な箇所を見つけた場合も同様の措置をとること。

８．安全管理対策

- （１）点検業務においては、作業中であることの掲示をして理解と協力を求め、利用者への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。また、やむを得ず公園に管理車輛を乗り入れる場合は添乗者が誘導し、公園利用の妨げにならない場所に駐車すること。決して芝生地などに駐車しないこと。
- （２）高所における業務では注意を払い、事故の防止に努め、必要に応じて墜落制止用器具を使用すること。
- （３）点検業務中は、ヘルメット、および触診以外のときは手袋を着用して、ケガの発生防止に努めること。
- （４）作業中に労働者に負傷もしくは死亡等を生じさせた労災事故、又は通行人等第三者に負傷、死亡等を生じさせ、或いはその資産に損害を生じさせた事故、その他重大事故（以下「労災事故等」という。）が発生したときは、「大分市建設工事等に係る労災事故等対応マニュアル」に準拠して、負傷者の救護措置（救急車の手配を含む。）及び二次災害の応急防止措置を取った上、直ちに施設管理担当者に通報し報告書を提出するとともに、死亡事故及び重大事故については、速やかに所轄の警察署及び労働基準監督署に通報するものとする。

9. 業務計画書等の作成及び提出

(1) 契約締結時

契約締結時には、次に掲げる書類を公園緑地課へ提出するものとする。

- ① 「技術者の資格要件」に該当する資格等を証明する書類の写し

(2) 契約締結後

業務の実施に先立ち、次に掲げる書類を施設管理担当者へ提出するものとする。

① 業務責任者選任通知書

業務責任者は、業務の履行に必要ないずれかの資格を有する者とし、当該資格を証明する書類の写しを提出するものとする。

② 業務計画書

業務責任者は、点検業務の実施に先立ち、下記の事項等を総合的にまとめた業務計画書を作製し、施設管理担当者の承諾を得ること。

- ・現場組織表
- ・予定工程表
- ・作業手順等
- ・業務担当者の資格

(3) 毎月業務終了後

業務責任者は、先に提出、承認を受けた業務計画書に基づき、様式に点検結果をまとめ、毎月末に施設管理担当者へ提出すること。(点検だけ先行し翌月以降で報告書の作成をしないこと。)

報告書は、施設番号の順序で整理し、施設毎に下記のとおり各様式を作成しCD-Rで提出すること。様式1～4はマイクロソフトエクセル、写真はPDFで提出する。

〔報告書〕

- | | | |
|------------|-------|-------------------|
| ①施設遊具一覧表 | (様式1) | 1施設ごと作成し全部を1ファイル |
| ②遊具定期点検総括表 | (様式2) | 1施設ごと作成し全部を1ファイル |
| ③遊具定期点検シート | (様式3) | 1施設ごと作成し1公園を1ファイル |

様式3については、遊具の種別ごとに発注者が指定した様式を使用すること。

- | | | |
|--------------|----------------------|--|
| ④定期点検異常箇所一覧表 | (様式4) | |
| ⑤写真1 | 公園ごと作成し10公園ぐらいを1ファイル | |

- ・施設名の分かるもの
- ・遊具ごとの全景（複合遊具は全てのアイテム毎に撮影すること）
- ・点検状況
- ・異常箇所
- ・遊具と基礎との接合部（全箇所が確認できるよう撮影すること）

なお施設の所管課ごとに纏めたCD盤を作成し提出すること。CD盤及びケースに、令和8年度、委託名、〇月調査分点検結果報告書、様式1~4、施設番号〇-〇、会社名を表示したものを貼付け提出する。

例

令和 年度
〇〇公園外〇ヶ所遊具定期点検業務委託
〇月調査分 点検結果報告書
様式1～4 番号1－50
〇〇株式会社

CD内データの纏め方 フォルダー名、データ名

例

	=データのフォルダー名
〇月点検分報告〇〇公園外No〇〇〇～〇〇〇	
写真	
〇〇公園外点検写真No〇〇〇～〇〇〇	
1〇〇公園.pdf	
2〇〇〇区児童公園.pdf	
3-8	
9〇〇公園.pdf	
10〇〇区児童公園.pdf	
報告書様式1～3	
様式1_R8_〇〇公園外_No〇〇〇～〇〇〇.xlsx	
様式2_R8_〇〇公園外_No〇〇〇～〇〇〇.xlsx	
様式3_R8_1〇〇児童公園.xlsx	
様式3_R8_2〇〇〇区公園.xlsx	
様式3_R8_3〇〇公園.xlsx	
様式4	

(4) 業務終了後

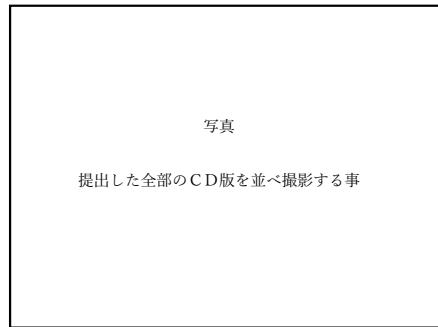
業務が終了した時は、次に掲げる書類を施設管理担当者に提出し、検査を受けること。(公園緑地課、市民協働推進課の各施設管理担当者に提出すること。)

- ① 業務完了(終了)通知書
- ② 実施工程表
- ③ 成果品目録

例

成果品目録

業務委託名 ○○公園外○○ヶ所遊具定期点検業務委託



様式1～3 CD-R

○○枚

住 所 大分市○○町○丁目○番○号

商号又は名称 ○○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

10. 大分市施設維持管理業務共通仕様書の追記

大分市施設維持管理業務共通仕様書の各項は以下のとおりとする。

- ・第2-2-(3)については、施設管理担当者と協議のうえ決定する。
- ・第3-1-(3)の貸与資料は特になし。
- ・第3-3-(2)については、この特記の9-(4)による。
- ・第3-5-(1)-アについては、業務を実施するにあたり、必要最低限の使用は認めるものとする。
- ・第3-5-(1)-ウ及びエについては、受注者の負担とし「ただし」書き以降については該当しない。
- ・第3-6-(1)及び(2)-イについては、利用しないものとする。
- ・第3-6-(3)については、施設利用者に配慮し必要最低限の利用は認めるものとする。
- ・第3-7-(4)については、共通仕様書のとおりとするが、屋外であり施設利用者に配慮し喫煙マナーを守ること、また喫煙後は消火を確認すること。
- ・第4-(1)については、該当しない。
- ・第4-(2)-アについては、業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とし、「ただし」書き以降については該当しない。

1 1. 問い合わせ先

大分市役所 都市計画部 公園緑地課

- ・入札の制度等に関する事・・・097-537-5638
- ・仕様書の内容に関する事・・・097-585-6025

施設番号		施設名						
遊具番号	遊具種類	構造・形状	数量	材質				備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

令和 年度 遊具 定期点検総括表

施設名						点検日	令和 年 月 日	
遊具番号	遊 具 名	箇所別判定				総合判定 (劣化)	塗装	
		安全領域	設置面	劣化				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
特記事項(所見)								

[illegible]

雲梯定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		△						
	② 上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 出発部 腐食(地際部付近)	腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	② 懸垂はしご部 腐食(金具付近)	腐食(金具付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	③ 継手金具 腐食 (ヶ所)	ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視							
		破損・割れ (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診							
破損 (ヶ所)				目視							
露出 (ヶ所)				目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント

① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。

② 出発部・懸垂はしご部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。

③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。

④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。

⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

太鼓梯子定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		／						
	② 上部空間 (mm)		メジャー		／						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 出発部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
	懸垂はしご部 腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② 継手金具 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
	破損・割れ (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	露出 (ヶ所)		目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 出発部・懸垂はしご部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは四隅の4本の支柱を揺り動かして判定する。

鉄棒(1連)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	② 握り棒部	腐食		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視							
		破損・割れ (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		露出 (ケ所)		目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

鉄棒(2連)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	② 握り棒部	腐食		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視							
		破損・割れ (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診						
			破損 (ケ所)		目視						
露出 (ケ所)				目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

鉄棒(3連)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)	目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	② 握り棒部 腐食		目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	③ 継手金具 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)	打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)	目視								
		破損・割れ (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		露出 (1 ケ所)	目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

鉄棒(4連)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	② 握り棒部	腐食		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視							
		破損・割れ (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		露出 (ケ所)		目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

鉄棒(5連)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	② 握り棒部	腐食		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視							
		破損・割れ (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診						
			破損 (ケ所)		目視						
露出 (ケ所)				目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

単体スプリング遊具定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向	(mm)		メジャー		△						
	② 上部空間	(mm)		メジャー		△						
設置面	① 大きな凸凹			目視								
	② 石や根の露出			目視								
	③ マットのめくれ・破損			目視								
	④ 異物			目視								
劣化 消耗部材	① スプリング部 腐食(地際部付近)			目視・打診								
	腐食(地際部付近以外)			触診・聴診								
	ぐらつき			揺診								
	破損 (ヶ所)			目視								
	変形 (ヶ所)			目視								
劣化	① 上物部 腐食 (ヶ所)			目視・打診								
	摩耗 (ヶ所)			目視・触診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)			打診・触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)			目視								
	破損 (ヶ所)			目視								
	変形 (ヶ所)			目視								
	② 台座部 腐食 (ヶ所)			目視・打診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)			打診・触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)			目視								
	破損 (ヶ所)			目視								
	変形 (ヶ所)			目視								
	③ 基礎部 ぐらつき			揺診								
	破損 (ヶ所)			目視								
	露出 (ヶ所)			目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント

① 上物部は分解せず外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。

② スプリング部は分解せず外観を目視で、ぐらつきを揺診で判定する。

③ 台座部は分解せず外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。

④ 基礎部は揺り動かして判定する

⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。

スイング遊具定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
					○	△	×		a	b	c	d	
安全領域	①	全方向	(mm)		メジャー		△						
	②	上部空間	(mm)		メジャー		△						
設置面	①	大きな凸凹			目視								
	②	石や根の露出			目視								
	③	マットのめくれ・破損			目視								
	④	異物			目視								
劣化 消耗部材	①	スイング部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
			腐食(地際部付近以外)		触診・聴診								
			ぐらつき		揺診								
			破損 (ヶ所)		目視								
			変形 (ヶ所)		目視								
劣化	①	上物部	腐食 (ヶ所)		目視・打診								
			摩耗 (ヶ所)		目視・触診								
			ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
			ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
			破損 (ヶ所)		目視								
			変形 (ヶ所)		目視								
	②	台座部	腐食 (ヶ所)		目視・打診								
			ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
			ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
			破損 (ヶ所)		目視								
			変形 (ヶ所)		目視								
	③	基礎部	ぐらつき		揺診								
			破損 (ヶ所)		目視								
			露出 (ヶ所)		目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント

① 上物部は分解せず外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。

② スプリング部は分解せず外観を目視で、ぐらつきを揺診で判定する。

③ 台座部は分解せず外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。

④ 基礎部は揺り動かして判定する

⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。

1連シーソー定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
				○	△	×		a	b	c	d	
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー									
	② 上部空間 (mm)		メジャー									
設置面	① 大きな凸凹		目視									
	② 石や根の露出		目視									
	③ マットのめくれ・破損		目視									
	④ 異物		目視									
劣化	① 脚部(支柱) 腐食(地際部付近)		目視・打診									
			腐食(地際部付近以外)	目視・打診								
			ぐらつき	揺診								
			破損 (ケ所)	目視								
			変形 (ケ所)	目視								
	② 脚部(梁) 腐食(金具付近)		目視・打診									
			腐食(金具付近以外)	目視・打診								
			ぐらつき	揺診								
			破損 (ケ所)	目視								
			変形 (ケ所)	目視								
		③ 継手金具 腐食 (ケ所)		目視・打診								
				ボルトのゆるみ (ケ所)	打診・触診							
				ボルトの欠落 (ケ所)	目視							
			破損・割れ (ケ所)	目視								
			変形 (ケ所)	目視								
	④ 腕部 腐食 (ケ所)		目視・打診									
			摩耗 (ケ所)	目視・触診								
			ぐらつき	揺診								
			破損 (ケ所)	目視								
			変形 (ケ所)	目視								
	劣化	① 支点部 腐食 (ケ所)		目視・打診								
				回転不良 (ケ所)	触診・聴診							
				摩耗 (ケ所)	目視・触診							
				破損 (ケ所)	目視							
			変形 (ケ所)	目視								
② 緩衝部 摩耗 (ケ所)			目視・触診									
			劣化 (ケ所)	目視・触診								
			ぐらつき	揺診								
		劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診							
	破損 (ケ所)			目視								
	露出 (ケ所)			目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
支点部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント
項目別判定	○:異常なし・適合	
	△:軽微な劣化(経過観察)	
箇所別判定	×	
	×	
	a:健全(△・×なし)	
	b:経過観察(△あり、×なし)	
総合判定	c:要修理(×あり)	
	d:使用禁止	
	A:健全(b・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

① 支柱地際の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 支点部は分解せず回転不良・摩耗を触診・聴診で判定する。
⑥ 腕部の摩耗・腐食は目視で、ぐらつきを揺診で判定する。
⑦ 基礎部のぐらつきは全ての柱を掘り動かして判定する。

2連シーソー定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー								
	② 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 脚部(支柱) 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)	目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	② 脚部(梁) 腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)	目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	③ 継手金具 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)	打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)	目視								
		破損・割れ (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	④ 腕部 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		摩耗 (ケ所)	目視・触診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
劣化	① 支点部 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)	触診・聴診								
		摩耗 (ケ所)	目視・触診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	② 緩衝部 摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		劣化 (ケ所)	目視・触診								
		ぐらつき	揺診								
	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
劣化	露出 (ケ所)		目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
支点部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 支点部は分解せず回転不良・摩耗を触診・聴診で判定する。
⑥ 腕部の摩耗・腐食は目視で、ぐらつきを揺診で判定する。
⑦ 基礎部のぐらつきは全ての柱を掘り動かして判定する。

ブランク柵定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	② 横架材	腐食(金具付近)		目視・打診							
		腐食(金具付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ヶ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視							
		破損・割れ (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診						
破損 (ヶ所)				目視							
露出 (ヶ所)				目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 横架材の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

プレイウォール(金属・Co)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	全方向 (mm)		メジャー		△						
	②	上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化構造部材	①	本体部 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
		劣化 (ヶ所)		目視・打診								
		摩耗 (ヶ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		触診								
		ボルトの欠落 (ヶ所)		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
劣化	①	基礎部 ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		露出 (ヶ所)		目視								

備考	
----	--

塗装	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
				○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置		消耗部材の定期交換	
ボルト類の増し締め	箇所	その他()	箇所
使用禁止テープ	箇所	その他()	箇所
撤去(取り外し)	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント
項目別判定	○:異常なし・適合	
	△:軽微な劣化(経過観察)	
	×:要修理・不適合	
箇所別判定	a:健全(△・×なし)	
	b:経過観察(△あり、×なし)	
	c:要修理(×あり)	
	d:使用禁止	
総合判定	A:健全(b・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

- 点検作業のポイント
- ① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
 - ② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
 - ③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。
 - ④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
 - ⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

アニマル遊具(Co)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		△						
	② 上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化 構造部材	① 本体部 劣化 (ヶ所)		目視・打診								
	摩耗 (ヶ所)		目視・打診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)		触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	露出 (ヶ所)		目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置		消耗部材の定期交換	
ボルト類の増し締め	箇所	その他()	箇所
使用禁止テープ	箇所	その他()	箇所
撤去(取り外し)	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント ① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。 ② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。 ④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。 ⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。
項目別判定	○:異常なし・適合	
	△:軽微な劣化(経過観察)	
	×:要修理・不適合	
箇所別判定	a:健全(△・×なし)	
	b:経過観察(△あり、×なし)	
	c:要修理(×あり)	
	d:使用禁止	
総合判定	A:健全(b・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

バスケットゴール定期点検シート

遊具番号				点検者	専門技術者 補助者	総合判定	
点検年月日	令和	年	月				

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
				○	△	×		a	b	c	d	
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー									
	② 上部空間 (mm)		メジャー									
設置面	① 大きな凸凹		目視									
	② 石や根の露出		目視									
	③ マットのめくれ・破損		目視									
	④ 異物		目視									
劣化	① 主柱・支柱 腐食・腐朽(地際部付近)		目視・打診									
			腐食・腐朽(地際部付近以外)	目視・打診								
			ぐらつき	揺診								
			破損 (ヶ所)	目視								
			変形 (ヶ所)	目視								
	② バックボード 腐食・腐朽		目視・打診									
			滑り(滑りにくくなっているか)	目視・打診								
			角・突起	触診								
			ぐらつき	揺診								
			破損 (ヶ所)	目視								
	③ リング 腐食(継手金具付近以外)		目視・打診									
			ぐらつき	揺診								
			破損 (ヶ所)	目視								
			変形 (ヶ所)	目視								
			④ キャスター 腐食 (ヶ所)	目視・打診								
	構造部材	および ボルトのゆるみ (ヶ所)	打診・触診									
		ボルト類 ボルトの欠落 (ヶ所)	目視									
			破損・割れ (ヶ所)	目視								
			変形 (ヶ所)	目視								
		劣化	① ネット 摩耗	目視・触診								
	断線		目視・触診									
	ほつれ		目視・触診									
	止め金具のゆるみ (ヶ所)		打診・触診									
	止め金具の欠落 (ヶ所)		目視									
	止め金具の破損 (ヶ所)		目視									
劣化	① ウェイト ぐらつき	揺診										
	(基礎部) 破損 (ヶ所)	目視										

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○ 問題なし(剥離50%未満)		
				△ 経過観察(50%以上80%未満)		
				× 再塗装が必要(80%以上)		

実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント
項目別判定	○:異常なし・適合	
	△:軽微な劣化(経過観察)	
箇所別判定	×	
	a:健全(△・×なし)	
	b:経過観察(△あり、×なし)	
	c:要修理(×あり)	
総合判定	d:使用禁止	
	A:健全(b・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 主柱・支柱の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ ネットは分解せず外観を目視で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ ウェイトのぐらつきは揺り動かして判定する。

バレーポスト定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		△						
	② 上部空間 (mm)		メジャー		△						
					△						
					△						
設置面	① 大きな凸凹 支柱付近舗装面ヒビ		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱 腐食(地際部付近) 錆		目視・打診								
			腐食(地際部付近以外) 錆	目視・打診							
			ぐらつき	揺診							
			破損 (ケ所)	目視							
			変形 (ケ所)	目視							
	② 滑車 腐食		目視・打診								
			ぐらつき	揺診							
			破損 (ケ所)	目視							
			変形 (ケ所)	目視							
		③ 接合部 腐食 錆		目視・打診							
			ボルトのゆるみ (ケ所)	打診・触診							
			ボルトの欠落 (ケ所)	目視							
			破損・割れ (ケ所)	目視							
			変形 (ケ所)	目視							
	④ ネット巻金具 劣化		目視								
			摩耗	目視							
			腐食 (ケ所)	目視・打診							
			破損 (ケ所)	目視							
			変形 (ケ所)	目視							
	⑤ 高さ調節部 腐食 (ケ所)		目視・打診								
			上下調節 (ケ所)	打診・触診							
			破損 溶接部ヒビ・穴あき	目視							
			変形 (ケ所)	目視							
		⑥ ネット 摩耗		目視							
			ほつれ ほつれ	目視							
			破損 ネット破れ	目視							
			変形 (ケ所)	目視							
	⑦ 床金具 ぐらつき			揺診							
			破損 (ケ所)	目視							
			腐食 (ケ所)	目視・打診							
			摩耗 (ケ所)	目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント ① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。 ② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。 ④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。 ⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。	
項目別判定	○:異常なし・適合		
	△:軽微な劣化(経過観察)		
箇所別判定	×		要修理・不適合
	a:健全(△・×なし)		
	b:経過観察(△あり、×なし)		
	c:要修理(×あり)		
総合判定	d:使用禁止		
	A:健全(b・c・dなし)		
	B:経過観察(bあり、c・dなし)		
	C:要修理(cあり、dなし)		
	D:要修理・使用禁止(dあり)		

鋼製遊具定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	② 横架材	腐食		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ヶ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視							
		破損・割れ (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		露出 (ヶ所)		目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

健康器具定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
				○	△	×		a	b	c	d	
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		斜線							
	② 上部空間 (mm)		メジャー		斜線							
	③ その他方向 (mm)		メジャー		斜線							
設置面	① 大きな凸凹		目視									
	② 石や根の露出		目視									
	③ マットのめくれ・破損		目視									
	④ 異物		目視									
劣化	① 着座部 腐食 腐朽		目視・打診									
		滑り(滑りにくくなっているか)		目視・打診								
		角 突起		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	② 支柱部 腐食(地際部付近) (ヶ所)		目視・打診									
		腐食(地際部付近以外) (ヶ所)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	③ 取っ手 腐食(地際部付近) (ヶ所)		目視・打診									
		及び継手 腐食(地際部付近以外) (ヶ所)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		ボルトの緩み (ヶ所)		目視・打診								
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視・打診								
		変形 (ヶ所)		目視								
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診									
	破損 (ヶ所)		目視									
	露出 (ヶ所)		目視									

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置		消耗部材の定期交換	
ボルト類の増し締め	箇所	その他()	箇所
使用禁止テープ	箇所	その他()	箇所
撤去(取り外し)	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント ① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。 ② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。 ④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。 ⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。
項目別判定	○:異常なし・適合	
	△:軽微な劣化(経過観察)	
箇所別判定	×	
	a:健全(△・×なし)	
	b:経過観察(△あり、×なし)	
	c:要修理(×あり)	
総合判定	d:使用禁止	
	A:健全(b・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

リングトンネル(小)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー								
	② 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 縦部材 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)	目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ヶ所)	目視								
		変形 (ヶ所)	目視								
	② 円・横部材 腐食		目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ヶ所)	目視								
		変形 (ヶ所)	目視								
	③ 接合部 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ヶ所)	打診・触診								
		ボルトの欠落 (ヶ所)	目視								
		破損・割れ (ヶ所)	目視								
		変形 (ヶ所)	目視								
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)	目視								
		露出 (ヶ所)	目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 接合部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは四隅の4本の支柱を揺り動かして判定する。

トンネル遊具(金属)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
				○	△	×		a	b	c	d	
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー									
	② 上部空間 (mm)		メジャー									
設置面	① 大きな凸凹		目視									
	② 石や根の露出		目視									
	③ マットのめくれ・破損		目視									
	④ 異物		目視									
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	② トンネル部	腐食		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	③ 接合部	腐食 (ヶ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
		破損・割れ (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診							
			破損 (ヶ所)		目視							
露出 (ヶ所)				目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他(ガムテープにて応急措置)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 接合部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは四隅の4本の支柱を揺り動かして判定する。

ステップ遊具定期点検シート

遊具番号		点検者		専門技術者	総合判定									
点検年月日		令和	年	月	日	補助者								
点検箇所	点検項目				写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
							○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	全方向	(	mm)		メジャー								
	②	上部空間	(	mm)		メジャー								
設置面	①	大きな凸凹				目視								
	②	石や根の露出				目視								
	③	マットのめくれ・破損				目視								
	④	異物				目視								
劣化 消耗部材	①	支柱部	腐食(地際部付近)			目視・打診								
			腐食(地際部付近以外)			触診・触診								
			ぐらつき			揺診								
			破損	(	ヶ所)	目視								
			変形	(	ヶ所)	目視								
劣化	①	上物部	腐食	(	ヶ所)	目視・打診								
			摩耗	(	ヶ所)	目視・触診								
			ボルトのゆるみ	(	ヶ所)	打診・触診								
			ボルトの欠落	(	ヶ所)	目視								
			破損	(	ヶ所)	目視								
			変形	(	ヶ所)	目視								
	②	台座部	腐食	(	ヶ所)	目視・打診								
			ボルトのゆるみ	(	ヶ所)	打診・触診								
			ボルトの欠落	(	ヶ所)	目視								
			破損	(	ヶ所)	目視								
			変形	(	ヶ所)	目視								
	③	基礎部	ぐらつき			揺診								
			破損	(	ヶ所)	目視								
			露出	(	ヶ所)	目視								

備考	
----	--

点検項目		写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント

- ① 上部部は分解せず外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。
- ② スプリング部は分解せず外観を目視で、ぐらつきを揺診で判定する。
- ③ 台座部は分解せず外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。
- ④ 基礎部は揺り動かして判定する
- ⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。

無回転塔定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	② 握り棒部	腐食		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ヶ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視							
		破損・割れ (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診						
			破損 (ヶ所)		目視						
露出 (ヶ所)				目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

平均台定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案		箇所別判定			
					○	△	×			a	b	c	d
安全領域	① 全方向	(mm)		メジャー									
	② 上部空間	(mm)		メジャー									
設置面	① 大きな凸凹			目視									
	② 石や根の露出			目視									
	③ マットのめくれ・破損			目視									
	④ 異物			目視									
劣化	① 歩行部(面)	腐食・腐朽		目視・打診									
		滑り(滑りにくくなっているか)		目視・打診									
		角・突起		触診									
		ぐらつき		揺診									
		破損 (ヶ所)		目視									
		変形 (ヶ所)		目視									
	② 支柱部	腐食・腐朽(地際部付近)		目視・打診									
		腐食・腐朽(地際部付近以外)		目視・打診									
		ぐらつき		揺診									
		破損 (ヶ所)		目視									
		変形 (ヶ所)		目視									
	① 基礎部	ぐらつき		揺診									
		破損 (ヶ所)		目視									
		露出 (ヶ所)		目視									

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

吊り縄定期点検シート

遊具番号				専門技術者				総合判定				
点検年月日	令和	年	月	日	点検者	補助者						

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定						
				○	△	×		a	b	c	d			
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		△									
	② 上部空間 (mm)		メジャー		△									
設置面	① 大きな凸凹		目視											
	② 石や根の露出		目視											
	③ マットのめくれ・破損		目視											
	④ 異物		目視											
劣化	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診											
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診										
		ぐらつき		揺診										
		破損 (ヶ所)		目視										
		変形 (ヶ所)		目視										
	② 梁部 腐食(金具付近)		目視・打診											
		腐食(金具付近以外)		目視・打診										
		ぐらつき		揺診										
		破損 (ヶ所)		目視										
		変形 (ヶ所)		目視										
	③ 継手金具 腐食 (ヶ所)		目視・打診											
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診										
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視										
		破損・割れ (ヶ所)		目視										
		変形 (ヶ所)		目視										
	劣化	① 吊り金具 腐食 (ヶ所)		目視・打診										
回転不良 (ヶ所)				触診・聴診										
ボルトのゆるみ (ヶ所)				打診・触診										
ボルトの欠落 (ヶ所)				目視										
摩耗 ※1 (ヶ所)				目視・触診										
破損 (ヶ所)			目視											
		変形 (ヶ所)		目視										
		② 吊り縄 摩耗		目視・触診										
			断線		目視・触診									
			ほつれ		目視・触診									
止め金具のゆるみ (ヶ所)			打診・触診											
止め金具の破損・欠落 (ヶ所)			目視											
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診											
		破損 (ヶ所)		目視										
		露出 (ヶ所)		目視										

※1

吊り縄	安全領域	位置・方角										
	現況	吊金具穴 摩耗										
		フック 初期	12.7			12.7						
		現況										
		<備考>										

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント ① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。 ② 梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ④ 吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。 ⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。 ⑥ 吊り縄の摩耗は全てを目視・触診で判定する。 ⑦ 基礎部のぐらつきは全ての柱を掘り動かして判定する。
項目別判定	○:異常なし・適合 △:軽微な劣化(経過観察) ×:要修理・不適合	
	a:健全(△・×なし) b:経過観察(△あり、×なし) c:要修理(×あり) d:使用禁止	
箇所別判定	A:健全(b・c・dなし) B:経過観察(bあり、c・dなし) C:要修理(cあり、dなし) D:要修理・使用禁止(dあり)	

吊り縄柵定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
				○	△	×		a	b	c	d	
設置面	① 大きな凸凹		目視									
	② 石や根の露出		目視									
	③ マットのめくれ・破損		目視									
	④ 異物		目視									
劣化	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診									
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	② 横架材 腐食(金具付近)		目視・打診									
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	③ 継手金具 腐食 (ヶ所)		目視・打診									
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
		破損・割れ (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
			破損 (ヶ所)		目視							
			露出 (ヶ所)		目視							

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 横架材の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

リングトンネル(大)定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー								
	② 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 縦部材 腐食(地際部付近)		目視・打診								
			腐食(地際部付近以外)		目視・打診						
			ぐらつき		揺診						
			破損 (ヶ所)		目視						
			変形 (ヶ所)		目視						
	② 円・横部材 腐食		目視・打診								
			ぐらつき		揺診						
			破損 (ヶ所)		目視						
			変形 (ヶ所)		目視						
	③ 接合部 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
			ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診						
			ボルトの欠落 (ヶ所)		目視						
			破損・割れ (ヶ所)		目視						
			変形 (ヶ所)		目視						
	劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診							
				破損 (ヶ所)		目視					
			露出 (ヶ所)		目視						

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 接合部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは四隅の4本の支柱を揺り動かして判定する。

ジャングルジム定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー								
	② 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 縦部材 腐食(地際部付近)		目視・打診								
			腐食(地際部付近以外)		目視・打診						
			ぐらつき		揺診						
			破損 (ケ所)		目視						
			変形 (ケ所)		目視						
	② 横部材		腐食		目視・打診						
			ぐらつき		揺診						
			破損 (ケ所)		目視						
			変形 (ケ所)		目視						
	③ 接合部		腐食 (ケ所)		目視・打診						
			ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診						
			ボルトの欠落 (ケ所)		目視						
			破損・割れ (ケ所)		目視						
			変形 (ケ所)		目視						
	劣化	① 基礎部		ぐらつき		揺診					
				破損 (ケ所)		目視					
			露出 (ケ所)		目視						

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 接合部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは四隅の4本の支柱を揺り動かして判定する。

1流スベリ台定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定					
					○	△	×		a	b	c	d		
安全領域	①	滑り降り口方向 (mm)		メジャー		△								
	②	その他方向 (mm)		メジャー		△								
	③	上部空間 (mm)		メジャー		△								
設置面	①	大きな凸凹		目視										
	②	石や根の露出		目視										
	③	マットのめくれ・破損		目視										
	④	異物		目視										
劣化	① 登行部	腐食(地際部付近)		目視・打診										
		腐食(ササラ・手すり)		目視・打診										
		腐食(踏板)		目視・打診										
		ぐらつき		揺診										
		破損 (ヶ所)		目視										
		変形 (ヶ所)		目視										
	② 出発部	腐食(床板)		目視・打診										
		(踊場) 腐食(手すり)		目視・打診										
		ぐらつき		揺診										
		破損 (ヶ所)		目視										
		変形 (ヶ所)		目視										
	③ 支柱	腐食(地際部付近) (ヶ所)		目視・打診										
		腐食(地際部付近以外) (ヶ所)		目視・打診										
		ぐらつき		揺診										
		破損 (ヶ所)		目視										
		変形 (ヶ所)		目視										
	劣化	① 滑降部	腐食(地際部付近) (ヶ所)		目視・打診									
			腐食(滑降面) (ヶ所)		目視・打診									
			腐食(側面) (ヶ所)		目視・打診									
			摩耗(滑降面) (ヶ所)		目視・触診									
摩耗(側面) (ヶ所)				目視・触診										
ローラーの異音 (ヶ所)				触診・聴診										
ローラーの回転不良 (ヶ所)				触診										
破損 (ヶ所)				目視										
変形 (ヶ所)				目視										
② 着座部		摩耗 (ヶ所)		目視・触診										
		破損 (ヶ所)		目視										
劣化		① 基礎部	ぐらつき		揺診									
			破損 (ヶ所)		目視									
			露出 (ヶ所)		目視									

備考	
----	--

1流スベリ台定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下		メジャー		✓						
	10 階段・はしごの設計		メジャー		✓						
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		メジャー		✓						
規 準 出 発 部	① 滑降部と同幅以上、奥行		メジャー		✓						
	② 出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間のないこと		目視		✓						
	③ 着座姿勢に導くガイドバーを設ける		目視		✓						
規 準 滑 降 部	① 安全な滑降姿勢が維持でき、確実に着地できる構造		目視		✓						
	② 傾斜角度は45°(60°)以下とし、平均で35°以下とする		傾斜計		✓						
	③ カーブの場合はバンク等の飛び出し防止対策がある		傾斜計		✓						
	④ トンネル等の形式では上部に容易に登れないような配慮		目視		✓						
規 準 滑 降 面	① 安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
	② 利用による磨耗及び衝撃に十分耐えられるものとする		目視		✓						
	③ 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	④ 有効幅		器具C		✓						
規 準 側 壁	① 側壁の高さ		器具C		✓						
	② 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	③ 落下高さ>2,000mm、側壁とは別に落下防止対策をする		目視		✓						
	④ 内面は安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
規 準 減 速 部	① 減速部の長さは安全に着地できる長さとする		メジャー		✓						
	② 減速部は水が溜まらない構造とする		傾斜計		✓						
	③ 減速部の末端は丸みをつけるか、曲面で仕上げる		目視		✓						
	④ 傾斜変化部の曲率半径		器具C		✓						
	⑤ 着地面から終端上端部までの高さ		メジャー		✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	登行部・滑降部・支柱の地際の腐食は全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	登行部・出発部・滑降部・支柱の腐食は全ての外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。
③	基礎部は全てを揺り動かして判定する。

恐竜・アニマル滑り台定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	滑り降り口方向 (mm)		メジャー		△						
	②	その他方向 (mm)		メジャー		△						
	③	上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 登行部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(ササラ・手すり)		目視・打診								
		腐食(踏板)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 出発部	腐食(床板)		目視・打診								
		(踊場) 腐食(手すり)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 支柱	腐食(地際部付近) (ケ所)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外) (ケ所)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 滑降部	腐食(地際部付近) (ケ所)		目視・打診								
		腐食(滑降面) (ケ所)		目視・打診								
		腐食(側面) (ケ所)		目視・打診								
		摩耗(滑降面) (ケ所)		目視・触診								
		摩耗(側面) (ケ所)		目視・触診								
		ローラーの異音 (ケ所)		触診・聴診								
		ローラーの回転不良 (ケ所)		触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

備考	
----	--

恐竜・アニマル滑り台定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下		メジャー		✓						
	10 階段・はしごの設計		メジャー		✓						
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		メジャー		✓						
規 準 出 発 部	① 滑降部と同幅以上、奥行		メジャー		✓						
	② 出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間のないこと		目視		✓						
	③ 着座姿勢に導くガイドバーを設ける		目視		✓						
規 準 滑 降 部	① 安全な滑降姿勢が維持でき、確実に着地できる構造		目視		✓						
	② 傾斜角度は45°(60°)以下とし、平均で35°以下とする		傾斜計		✓						
	③ カーブの場合はバンク等の飛び出し防止対策がある		傾斜計		✓						
	④ トンネル等の形式では上部に容易に登れないような配慮		目視		✓						
規 準 滑 降 面	① 安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
	② 利用による磨耗及び衝撃に十分耐えられるものとする		目視		✓						
	③ 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	④ 有効幅		器具C		✓						
規 準 側 壁	① 側壁の高さ		器具C		✓						
	② 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	③ 落下高さ>2,000mm、側壁とは別に落下防止対策をする		目視		✓						
	④ 内面は安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
規 準 減 速 部	① 減速部の長さは安全に着地できる長さとする		メジャー		✓						
	② 減速部は水が溜まらない構造とする		傾斜計		✓						
	③ 減速部の末端は丸みをつけるか、曲面で仕上げる		目視		✓						
	④ 傾斜変化部の曲率半径		器具C		✓						
	⑤ 着地面から終端上端部までの高さ		メジャー		✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
① 登行部・滑降部・支柱の地際の腐食は全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。	
② 登行部・出発部・滑降部・支柱の腐食は全ての外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。	
③ 基礎部は全てを揺り動かして判定する。	

1連ブランコ定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	運動方向(着座部が飛び出し可のとき) (mm)		メジャー		△						
	②	運動方向(着座部が飛び出し不可のとき) (mm)		メジャー		△						
	③	その他方向 (mm)		メジャー		△						
	④	上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 梁部	腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		破損・割れ (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 吊り金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)		触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 吊り部材	ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	③ 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

※1

○ 1連 ブラン コ	安全領域		チェーン	初期	7.0						
	現況			現況							
		吊金具		摩耗							
		クリアランス									
		備考									

備考	
----	--

1連ブランコ定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		△						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		△						
	3 指の挟み込み		器具E		△						
	4 足の挟み込み		器具AB		△						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		△						
	6 衝突・転倒		目視		△						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		△						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		△						
	9 転落・落下			△	△	×					
	10 階段・はしごの設計			△	△	×					
	11 救助対策		目視		△						
	12 基礎の設計		目視		△						
規 準 着 座 部	① 一人乗りとし、座った時に体が安定し、安全な材質や形状・構造		目視		△						
	② 柔らかい材質又は覆われて、底面は突起物が露出しない構造		目視・触診		△						
	③ 平板型の奥行・有効幅		メジャー		△						
	④ スイングクリアランス		メジャー		△						
	⑤ 隣り合った支柱間に吊るす着座部は、2座まで		目視		△						
規 準 揺 動 部	① 吊り部材はバリなどのないもの		目視・触診		△						
	② 吊り部材は、2° 以上に角度を持って吊り下げる		傾斜計		△						
	③ 吊り部材同士・支柱との間隔		器具F		△						
	④ 揺動部のボルト・シャックルは、緩み止めの対策をする		目視		△						
規 準 梁 部	① 落下高さ・着座部上面から回転軸までの高さ		メジャー		△						
規 準 境 界 柵	① 境界柵又はそれに類したものがあるか		目視		△						
					△						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	支柱地際の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③	継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④	吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
⑤	ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥	吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
⑦	基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

2連ブランコ定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	運動方向(着座部が飛び出し可のとき) (mm)		メジャー		／						
	②	運動方向(着座部が飛び出し不可のとき) (mm)		メジャー		／						
	③	その他方向 (mm)		メジャー		／						
	④	上部空間 (mm)		メジャー		／						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 梁部	腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		破損・割れ (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 吊り金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)		触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 吊り部材	ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	③ 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

※1

○ 2連 ブラン コ	安全領域		チェーン	初期	7.0	7.0				
	現況			現況						
	／	吊金具	摩耗							
		クリアランス								
		備考								

備考	
----	--

2連ブランコ定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下			✓	✓	✓					
	10 階段・はしごの設計			✓	✓	✓					
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		目視		✓						
規 準 着 座 部	① 一人乗りとし、座った時に体が安定し、安全な材質や形状・構造		目視		✓						
	② 柔らかい材質又は覆われて、底面は突起物が露出しない構造		目視・触診		✓						
	③ 平板型の奥行・有効幅		メジャー		✓						
	④ スイングクリアランス		メジャー		✓						
	⑤ 隣り合った支柱間に吊るす着座部は、2座まで		目視		✓						
規 準 揺 動 部	① 吊り部材はバリなどのないもの		目視・触診		✓						
	② 吊り部材は、2° 以上に角度を持って吊り下げる		傾斜計		✓						
	③ 吊り部材同士・支柱との間隔		器具F		✓						
	④ 揺動部のボルト・シャックルは、緩み止めの対策をする		目視		✓						
規 準 梁 部	① 落下高さ・着座部上面から回転軸までの高さ		メジャー		✓						
規 準 境 界 柵	① 境界柵又はそれに類したものがあるか		目視		✓						
					✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	支柱地際の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③	継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④	吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
⑤	ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥	吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
⑦	基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

3連ブランコ定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	運動方向(着座部が飛び出し可のとき) (mm)		メジャー		／						
	②	運動方向(着座部が飛び出し不可のとき) (mm)		メジャー		／						
	③	その他方向 (mm)		メジャー		／						
	④	上部空間 (mm)		メジャー		／						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 梁部	腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		破損・割れ (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 吊り金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)		触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 吊り部材	ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	③ 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

※1

○ 3連 ブラン コ	安全領域	チェーン	初期	7.0	8.0	8.0			
	現況		現況						
	吊金具		摩耗						
			クリアランス						
		備考							

備考	
----	--

3連ブランコ定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下			✓	✓	✓					
	10 階段・はしごの設計			✓	✓	✓					
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		目視		✓						
規 準 着 座 部	① 一人乗りとし、座った時に体が安定し、安全な材質や形状・構造		目視		✓						
	② 柔らかい材質又は覆われて、底面は突起物が露出しない構造		目視・触診		✓						
	③ 平板型の奥行・有効幅		メジャー		✓						
	④ スイングクリアランス		メジャー		✓						
	⑤ 隣り合った支柱間に吊るす着座部は、2座まで		目視		✓						
規 準 揺 動 部	① 吊り部材はバリなどのないもの		目視・触診		✓						
	② 吊り部材は、2° 以上に角度を持って吊り下げる		傾斜計		✓						
	③ 吊り部材同士・支柱との間隔		器具F		✓						
	④ 揺動部のボルト・シャックルは、緩み止めの対策をする		目視		✓						
規 準 梁 部	① 落下高さ・着座部上面から回転軸までの高さ		メジャー		✓						
規 準 境 界 柵	① 境界柵又はそれに類したものがあるか		目視		✓						
					✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③	継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④	吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
⑤	ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥	吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
⑦	基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

吊り輪定期点検シート

道具番号		点検者	専門技術者	総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日	補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		△						
	② 上部空間 (mm)		メジャー		△						
					△						
					△						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)	目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	② 梁部 腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)	目視・打診								
		ぐらつき	揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
	③ 継手金具 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)	打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)	目視								
		破損・割れ (ケ所)	目視								
		変形 (ケ所)	目視								
劣化	① 吊り金具 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)	触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)	打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)	目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)	目視・触診								
	② 吊り部材 ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)	目視・触診								
		破損 (ケ所)	目視								
	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)	目視								
劣化	① 基礎部 露出 (ケ所)		目視								

※1

安全領域 現況	チェーン	初期	7.0	7.0	7.0				
		現況							
		吊金具 摩耗							
		クリアランス 備考							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
				○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント
項目別判定	○:異常なし・適合	① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
	△:軽微な劣化(経過観察)	② 梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
	×	③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
箇所別判定	a:健全(△・×なし)	④ 吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
	b:経過観察(△あり、×なし)	⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
	c:要修理(×あり)	⑥ 吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
	d:使用禁止	⑦ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。
総合判定	A:健全(b・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

健康遊具定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

[illegible]

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置		消耗部材の定期交換	
ボルト類の増し締め	箇所	その他()	箇所
使用禁止テープ	箇所	その他()	箇所
撤去(取り外し)	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所
その他()	箇所	その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント

- ① 支柱地際の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
- ② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
- ③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。
- ④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
- ⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

はん登棒定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定					
				○	△	×		a	b	c	d		
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		△								
	② 上部空間 (mm)		メジャー		△								
設置面	① 大きな凸凹		目視										
	② 石や根の露出		目視										
	③ マットのめくれ・破損		目視										
	④ 異物		目視										
劣化	① 支柱 腐食(地際部付近)		目視・打診										
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診									
		ぐらつき		揺診									
		破損 (ケ所)		目視									
		変形 (ケ所)		目視									
	② はん登棒 腐食(地際部付近)		目視・打診										
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診									
		ぐらつき		揺診									
		破損 (ケ所)		目視									
		変形 (ケ所)		目視									
	③ 支柱接合部 腐食(継手金具付近)		目視・打診										
		(梁・補助梁) 腐食(継手金具付近以外)		目視・打診									
		ぐらつき		揺診									
		破損 (ケ所)		目視									
		変形 (ケ所)		目視									
	④ 継手金具 腐食 (ケ所)		目視・打診										
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診									
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視									
		破損・割れ (ケ所)		目視									
		変形 (ケ所)		目視									
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診										
		破損 (ケ所)		目視									
		露出 (ケ所)		目視									

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② はん登棒の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
③ 支柱・はん登棒・梁・補助梁の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ 継手金具は分解せず外観を目視・打診で判定する。
⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥ 基礎部のぐらつきは四隅の4本の支柱を揺り動かして判定する。

パイプツリー定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 握り棒の前後方向 (mm)		メジャー								
	② その他方向 (mm)		メジャー								
	③ 上部空間 (mm)		メジャー								
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診							
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	② 握り棒部	腐食		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診							
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視							
		破損・割れ (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診						
			破損 (ケ所)		目視						
露出 (ケ所)				目視							

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 握り棒部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

チェーンウォール定期点検シート

遊具番号		点検者		専門技術者		総合判定			
点検年月日		令和 年 月 日		補助者					

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
				○	△	×		a	b	c	d	
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー									
	② 上部空間 (mm)		メジャー									
設置面	① 大きな凸凹		目視									
	② 石や根の露出		目視									
	③ マットのめくれ・破損		目視									
	④ 異物		目視									
劣化	① 支柱部 腐食(地際部付近)	腐食(地際部付近以外)	目視・打診									
		ぐらつき	揺診									
		破損 (ヶ所)	目視									
		変形 (ヶ所)	目視									
		② 梁部 腐食(金具付近)	目視・打診									
	構造部材	腐食(金具付近以外)	目視・打診									
		ぐらつき	揺診									
		破損 (ヶ所)	目視									
		変形 (ヶ所)	目視									
		③ 継手金具 腐食 (ヶ所)	目視・打診									
	劣化	消耗部材	ボルトのゆるみ (ヶ所)	打診・触診								
			ボルトの欠落 (ヶ所)	目視								
			破損・割れ (ヶ所)	目視								
			変形 (ヶ所)	目視								
			① 吊り金具 腐食 (ヶ所)	目視・打診								
		劣化	回転不良 (ヶ所)	触診・聴診								
			ボルトのゆるみ (ヶ所)	打診・触診								
			ボルトの欠落 (ヶ所)	目視								
			摩耗 (ヶ所)	目視・触診								
			破損 (ヶ所)	目視								
劣化	基礎部	変形 (ヶ所)	目視									
		① 基礎部 ぐらつき	揺診									
		破損 (ヶ所)	目視									
		露出 (ヶ所)	目視									

備考	
----	--

塗装	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
				○ 問題なし(剥離50%未満)		
				△ 経過観察(50%以上80%未満)		
	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント ① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。 ② 梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ④ 吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。 ⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。 ⑥ 吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。 ⑦ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。
項目別判定	○:異常なし・適合	
	△:軽微な劣化(経過観察)	
	×	
箇所別判定	a:健全(△・×なし)	
	b:経過観察(△あり、×なし)	
	c:要修理(×あり)	
	d:使用禁止	
総合判定	A:健全(b・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

タイヤ渡り定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		△						
	② 上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化 構造部材	① タイヤ部 摩耗		目視・触診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② 本体部 劣化 (ヶ所)		目視・打診								
	摩耗 (ヶ所)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診							
破損 (ヶ所)			目視								
露出 (ヶ所)			目視								

備考	
----	--

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

ネットクライミング定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		／						
	② 上部空間 (mm)		メジャー		／						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化	① 支柱 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	② 梁部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	③ 支柱接合部 腐食(継手金具付近)		目視・打診								
		(梁・補助梁) 腐食(継手金具付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	④ 継手金具 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診							
		ボルトの欠落 (ヶ所)		目視							
		破損・割れ (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
劣化	① ロープ・ネット部 摩耗		目視・触診								
		断線		目視・触診							
		ほつれ		目視・触診							
		止め金具のゆるみ (ヶ所)		打診・触診							
		止め金具の欠落 (ヶ所)		目視							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
劣化	① 基礎部 ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視							
		露出 (ヶ所)		目視							

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 支柱・梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ ロープ・ネット部は分解せず外観を目視で判定する。
④ 止め金具の緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

2流スベリ台定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	滑り降り口方向 (mm)		メジャー		△						
	②	その他方向 (mm)		メジャー		△						
	③	上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 登行部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(ササラ・手すり)		目視・打診								
		腐食(踏板)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	② 出発部	腐食(床板)		目視・打診								
		(踊場) 腐食(手すり)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	③ 支柱	腐食(地際部付近) (ヶ所)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外) (ヶ所)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
劣化	① 滑降部	腐食(地際部付近) (ヶ所)		目視・打診								
		腐食(滑降面) (ヶ所)		目視・打診								
		腐食(側面) (ヶ所)		目視・打診								
		摩耗(滑降面) (ヶ所)		目視・触診								
		摩耗(側面) (ヶ所)		目視・触診								
		ローラーの異音 (ヶ所)		触診・聴診								
		ローラーの回転不良 (ヶ所)		触診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		変形 (ヶ所)		目視								
	② 着座部	摩耗 (ヶ所)		目視・触診								
		破損 (ヶ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ヶ所)		目視								
		露出 (ヶ所)		目視								

備考	
----	--

2流スベリ台定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下		メジャー		✓						
	10 階段・はしごの設計		メジャー		✓						
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		メジャー		✓						
規 準 出 発 部	① 滑降部と同幅以上、奥行		メジャー		✓						
	② 出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間のないこと		目視		✓						
	③ 着座姿勢に導くガイドバーを設ける		目視		✓						
規 準 滑 降 部	① 安全な滑降姿勢が維持でき、確実に着地できる構造		目視		✓						
	② 傾斜角度は45°(60°)以下とし、平均で35°以下とする		傾斜計		✓						
	③ カーブの場合はバンク等の飛び出し防止対策がある		傾斜計		✓						
	④ トンネル等の形式では上部に容易に登れないような配慮		目視		✓						
規 準 滑 降 面	① 安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
	② 利用による磨耗及び衝撃に十分耐えられるものとする		目視		✓						
	③ 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	④ 有効幅		器具C		✓						
規 準 側 壁	① 側壁の高さ		器具C		✓						
	② 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	③ 落下高さ>2,000mm、側壁とは別に落下防止対策をする		目視		✓						
	④ 内面は安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
規 準 減 速 部	① 減速部の長さは安全に着地できる長さとする		メジャー		✓						
	② 減速部は水が溜まらない構造とする		傾斜計		✓						
	③ 減速部の末端は丸みをつけるか、曲面で仕上げる		目視		✓						
	④ 傾斜変化部の曲率半径		器具C		✓						
	⑤ 着地面から終端上端部までの高さ		メジャー		✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	登行部・滑降部・支柱の地際の腐食は全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	登行部・出発部・滑降部・支柱の腐食は全ての外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。
③	基礎部は全てを揺り動かして判定する。

4連ブランコ定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	運動方向(着座部が飛び出し可のとき) (mm)		メジャー		／						
	②	運動方向(着座部が飛び出し不可のとき) (mm)		メジャー		／						
	③	その他方向 (mm)		メジャー		／						
	④	上部空間 (mm)		メジャー		／						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 梁部	腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		破損・割れ (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 吊り金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)		触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 吊り部材	ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	③ 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

※1

○ 4連 ブラン コ	安全領域		チェーン	初期	8.0	8.0	8.0	8.0
	現況			現況				
		吊金具		摩耗				
		クリアランス						
			備考					

備考	
----	--

4連ブランコ定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下			✓	✓	✓					
	10 階段・はしごの設計			✓	✓	✓					
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		目視		✓						
規 準 着 座 部	① 一人乗りとし、座った時に体が安定し、安全な材質や形状・構造		目視		✓						
	② 柔らかい材質又は覆われて、底面は突起物が露出しない構造		目視・触診		✓						
	③ 平板型の奥行・有効幅		メジャー		✓						
	④ スイングクリアランス		メジャー		✓						
	⑤ 隣り合った支柱間に吊るす着座部は、2座まで		目視		✓						
規 準 揺 動 部	① 吊り部材はバリなどのないもの		目視・触診		✓						
	② 吊り部材は、2° 以上に角度を持って吊り下げる		傾斜計		✓						
	③ 吊り部材同士・支柱との間隔		器具F		✓						
	④ 揺動部のボルト・シャックルは、緩み止めの対策をする		目視		✓						
規 準 梁 部	① 落下高さ・着座部上面から回転軸までの高さ		メジャー		✓						
規 準 境 界 柵	① 境界柵又はそれに類したものがあるか		目視		✓						
					✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③	継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④	吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
⑤	ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥	吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
⑦	基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

6連ブランコ定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	運動方向(着座部が飛び出し可のとき) (mm)		メジャー		／						
	②	運動方向(着座部が飛び出し不可のとき) (mm)		メジャー		／						
	③	その他方向 (mm)		メジャー		／						
	④	上部空間 (mm)		メジャー		／						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 梁部	腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		破損・割れ (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 吊り金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)		触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 吊り部材	ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	③ 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

※1

○ 6連 ブラン コ	安全領域		チェーン	初期	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	現況			現況						
			吊金具	摩耗						
			クリアランス							
			備考							

備考	
----	--

6連ブランコ定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下			✓	✓	✓					
	10 階段・はしごの設計			✓	✓	✓					
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		目視		✓						
規 準 着 座 部	① 一人乗りとし、座った時に体が安定し、安全な材質や形状・構造		目視		✓						
	② 柔らかい材質又は覆われて、底面は突起物が露出しない構造		目視・触診		✓						
	③ 平板型の奥行・有効幅		メジャー		✓						
	④ スイングクリアランス		メジャー		✓						
	⑤ 隣り合った支柱間に吊るす着座部は、2座まで		目視		✓						
規 準 揺 動 部	① 吊り部材はバリなどのないもの		目視・触診		✓						
	② 吊り部材は、2° 以上に角度を持って吊り下げる		傾斜計		✓						
	③ 吊り部材同士・支柱との間隔		器具F		✓						
	④ 揺動部のボルト・シャックルは、緩み止めの対策をする		目視		✓						
規 準 梁 部	① 落下高さ・着座部上面から回転軸までの高さ		メジャー		✓						
規 準 境 界 柵	① 境界柵又はそれに類したものがあるか		目視		✓						
					✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③	継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④	吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
⑤	ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥	吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
⑦	基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

8連ブランコ定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	運動方向(着座部が飛び出し可のとき) (mm)		メジャー		／						
	②	運動方向(着座部が飛び出し不可のとき) (mm)		メジャー		／						
	③	その他方向 (mm)		メジャー		／						
	④	上部空間 (mm)		メジャー		／						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 梁部	腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		破損・割れ (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 吊り金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)		触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 吊り部材	ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	③ 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

※1

○ 8連 ブランコ	安全領域		チェーン	初期	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	現況			現況								
			吊金具	摩耗								
			クリアランス									
			備考									

備考	
----	--

8連ブランコ定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下			✓	✓	✓					
	10 階段・はしごの設計			✓	✓	✓					
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		目視		✓						
規 準 着 座 部	① 一人乗りとし、座った時に体が安定し、安全な材質や形状・構造		目視		✓						
	② 柔らかい材質又は覆われて、底面は突起物が露出しない構造		目視・触診		✓						
	③ 平板型の奥行・有効幅		メジャー		✓						
	④ スイングクリアランス		メジャー		✓						
	⑤ 隣り合った支柱間に吊るす着座部は、2座まで		目視		✓						
規 準 揺 動 部	① 吊り部材はバリなどのないもの		目視・触診		✓						
	② 吊り部材は、2° 以上に角度を持って吊り下げる		傾斜計		✓						
	③ 吊り部材同士・支柱との間隔		器具F		✓						
	④ 揺動部のボルト・シャックルは、緩み止めの対策をする		目視		✓						
規 準 梁 部	① 落下高さ・着座部上面から回転軸までの高さ		メジャー		✓						
規 準 境 界 柵	① 境界柵又はそれに類したものがあるか		目視		✓						
					✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③	継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④	吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
⑤	ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥	吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
⑦	基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

10連ブランコ定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	運動方向(着座部が飛び出し可のとき) (mm)		メジャー		△						
	②	運動方向(着座部が飛び出し不可のとき) (mm)		メジャー		△						
	③	その他方向 (mm)		メジャー		△						
	④	上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 支柱部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 梁部	腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 継手金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		破損・割れ (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 吊り金具	腐食 (ケ所)		目視・打診								
		回転不良 (ケ所)		触診・聴診								
		ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診								
		ボルトの欠落 (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 吊り部材	ねじれ (ケ所)		目視								
		摩耗 ※1 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	③ 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
劣化	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

※1(残り2下がり)は次頁へ記載)

○ 連 ブ ラン コ	安全領域		チェーン	初期	7	7	7	7	7	7	8	7
	現況		現況									
		吊金具	摩耗									
		クリアランス										
		備考										

備考	
----	--

10連ブランコ定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		／						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		／						
	3 指の挟み込み		器具E		／						
	4 足の挟み込み		器具AB		／						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		／						
	6 衝突・転倒		目視		／						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		／						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		／						
	9 転落・落下			／	／	／					
	10 階段・はしごの設計			／	／	／					
	11 救助対策		目視		／						
	12 基礎の設計		目視		／						
規 準 着 座 部	① 一人乗りとし、座った時に体が安定し、安全な材質や形状・構造		目視		／						
	② 柔らかい材質又は覆われて、底面は突起物が露出しない構造		目視・触診		／						
	③ 平板型の奥行・有効幅		メジャー		／						
	④ スイングクリアランス		メジャー		／						
	⑤ 隣り合った支柱間に吊るす着座部は、2座まで		目視		／						
規 準 揺 動 部	① 吊り部材はバリなどのないもの		目視・触診		／						
	② 吊り部材は、2° 以上に角度を持って吊り下げる		傾斜計		／						
	③ 吊り部材同士・支柱との間隔		器具F		／						
	④ 揺動部のボルト・シャックルは、緩み止めの対策をする		目視		／						
規 準 梁 部	① 落下高さ・着座部上面から回転軸までの高さ		メジャー		／						
					／						
規 準 境 界 柵	① 境界柵又はそれに類したものがあるか		目視		／						
					／						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
吊り金具の回転部へのグリス・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

※1(つづき)

○ 連 ブ ラ ン コ	安全領域		チェーン	初期	7	7
	現況			現況		
	／	／	吊金具	摩耗		
			クリアランス	／		
			備考	／		

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③	継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
④	吊り金具の腐食は分解せず外観を目視で、摩耗を触診で判定する。
⑤	ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑥	吊り部材の摩耗は全てを目視で判定し、劣化の一番進んだ箇所をノギスで測定する。
⑦	基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

ターザンロープ定期点検シート

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定				
				○	△	×		a	b	c	d	
安全領域	① 滑走部の到達部側の運動方向 (mm)		メジャー		△							
	② その他方向 (mm)		メジャー		△							
	③ 滑走部への侵入防止の境界柵は、安全領域の外 (mm)		メジャー		△							
	④ 上部空間 (mm)		メジャー		△							
設置面	① 大きな凸凹		目視									
	② 石や根の露出		目視									
	③ マットのめくれ・破損		目視									
	④ 異物		目視									
劣化	構造部材	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
			腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
			ぐらつき		揺診							
			破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視								
		② 梁部 腐食(金具付近)		目視・打診								
			腐食(金具付近以外)		目視・打診							
			ぐらつき		揺診							
			破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視								
		③ 継手金具 腐食 (ケ所)		目視・打診								
			ボルトのゆるみ (ケ所)		打診・触診							
	ボルトの欠落 (ケ所)			目視								
	破損・割れ (ケ所)			目視								
	変形 (ケ所)		目視									
	④ 出発部 腐食(地際部付近)		目視・打診									
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
	変形 (ケ所)		目視									
	消耗部材	① ケーブル 摩耗 (ケ所)		目視・触診								
			素線切れ (ケ所)		目視・触診							
			腐食 (ケ所)		目視							
			破損 (ケ所)		目視							
		② 緩衝装置 腐食 (ケ所)		目視								
			破損 (ケ所)		目視							
		③ 滑車部 腐食 (ケ所)		目視・打診								
			回転不良 (ケ所)		触診・聴診							
ボルトのゆるみ (ケ所)				打診・触診								
ボルトの欠落 (ケ所)				目視								
摩耗 (ケ所)			目視・触診									
		破損 (ケ所)		目視								
		④ 握り部 腐食 (ケ所)		目視・打診								
			摩耗 (ケ所)		目視・触診							
破損 (ケ所)			目視									
劣化		① 基礎部 ぐらつき		揺診								
	破損 (ケ所)			目視								
	露出 (ケ所)			目視								

備考	
----	--

塗装	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
				○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
滑車部へのグリース・オイルの注入	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所

判定基準		点検作業のポイント ① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。 ② 梁部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ③ 継手金具の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。 ④ 出発部の地際部の腐食は基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。 ⑤ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。 ⑥ ケーブル部・握り部は目視で判定する。 ⑦ 緩衝部・滑車部は分解せず外観を目視で、摩耗・破損を目視・触診・聴診で判定する。 ⑧ 基礎部のぐらつきは全ての柱を掘り動かして判定する。
項目別判定	○:異常なし・適合	
	△:軽微な劣化(経過観察)	
	×:要修理・不適合	
箇所別判定	a:健全(△・×なし)	
	b:経過観察(△あり、×なし)	
	c:要修理(×あり)	
	d:使用禁止	
総合判定	A:健全(a・c・dなし)	
	B:経過観察(bあり、c・dなし)	
	C:要修理(cあり、dなし)	
	D:要修理・使用禁止(dあり)	

ローラースベリ台定期点検シート(No.1)

遊具番号		点検者	専門技術者		総合判定	
点検年月日	令和 年 月 日		補助者			

点検箇所	点検項目		写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
					○	△	×		a	b	c	d
安全領域	①	滑り降り口方向 (mm)		メジャー		△						
	②	その他方向 (mm)		メジャー		△						
	③	上部空間 (mm)		メジャー		△						
設置面	①	大きな凸凹		目視								
	②	石や根の露出		目視								
	③	マットのめくれ・破損		目視								
	④	異物		目視								
劣化	① 登行部	腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(ササラ・手すり)		目視・打診								
		腐食(踏板)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 出発部	腐食(床板)		目視・打診								
		(踊場) 腐食(手すり)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	③ 支柱	腐食(地際部付近) (ケ所)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外) (ケ所)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
劣化	① 滑降部	腐食(地際部付近) (ケ所)		目視・打診								
		腐食(滑降面) (ケ所)		目視・打診								
		腐食(側面) (ケ所)		目視・打診								
		摩耗(滑降面) (ケ所)		目視・触診								
		摩耗(側面) (ケ所)		目視・触診								
		ローラーの異音 (ケ所)		触診・聴診								
		ローラーの回転不良 (ケ所)		触診								
		破損 (ケ所)		目視								
		変形 (ケ所)		目視								
	② 着座部	摩耗 (ケ所)		目視・触診								
		破損 (ケ所)		目視								
	① 基礎部	ぐらつき		揺診								
		破損 (ケ所)		目視								
		露出 (ケ所)		目視								

備考	
----	--

ローラースベリ台定期点検シート(No.2)

	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			ハザード判定	箇所別判定			
				○	△	×		0	1	2	3
規 準 一 般 規 定	1 頭部・胴体の挟み込み		器具AB		✓						
	2 頭部または首の挟み込み(V字型開口部)		器具AB		✓						
	3 指の挟み込み		器具E		✓						
	4 足の挟み込み		器具AB		✓						
	5 絡まり・引っ掛かり		目視		✓						
	6 衝突・転倒		目視		✓						
	7 ボルト・ナット類による突起		目視		✓						
	8 鋭利な尖端・角・縁		目視・触診		✓						
	9 転落・落下		メジャー		✓						
	10 階段・はしごの設計		メジャー		✓						
	11 救助対策		目視		✓						
	12 基礎の設計		メジャー		✓						
規 準 出 発 部	① 滑降部と同幅以上、奥行		メジャー		✓						
	② 出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間のないこと		目視		✓						
	③ 着座姿勢に導くガイドバーを設ける		目視		✓						
規 準 滑 降 部	① 安全な滑降姿勢が維持でき、確実に着地できる構造		目視		✓						
	② 傾斜角度は45°(60°)以下とし、平均で35°以下とする		傾斜計		✓						
	③ カーブの場合はバンク等の飛び出し防止対策がある		傾斜計		✓						
	④ トンネル等の形式では上部に容易に登れないような配慮		目視		✓						
規 準 滑 降 面	① 安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
	② 利用による磨耗及び衝撃に十分耐えられるものとする		目視		✓						
	③ 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	④ 有効幅		器具C		✓						
規 準 側 壁	① 側壁の高さ		器具C		✓						
	② 継ぎ目が生じる時は、隙間・段差が無く滑らかな表面仕上げ		目視・触診		✓						
	③ 落下高さ>2,000mm、側壁とは別に落下防止対策をする		目視		✓						
	④ 内面は安全を阻害するようなへこみや突起物がないこと		目視・触診		✓						
規 準 減 速 部	① 減速部の長さは安全に着地できる長さとする		メジャー		✓						
	② 減速部は水が溜まらない構造とする		傾斜計		✓						
	③ 減速部の末端は丸みをつけるか、曲面で仕上げる		目視		✓						
	④ 傾斜変化部の曲率半径		器具C		✓						
	⑤ 着地面から終端上端部までの高さ		メジャー		✓						

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果		備考
塗 装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)	
				△	経過観察(50%以上80%未満)	
				×	再塗装が必要(80%以上)	

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

規準点検判定基準	
箇所別判定	ハザードレベル0:障害をもたらす物的ハザードがない状態
	ハザードレベル1:軽度の障害をもたらす状態
	ハザードレベル2:重大であるが傷害が恒久的ではない状態
	ハザードレベル3:生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

点検作業のポイント	
①	登行部・滑降部・支柱の地際の腐食は全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
②	登行部・出発部・滑降部・支柱の腐食は全ての外観を目視・打診で、ぐらつきを揺診で判定する。
③	基礎部は全てを揺り動かして判定する。

複合遊具(小)定期点検シート(No.1)

遊具番号				点検者		専門技術者				総合判定			
点検年月日		令和 年 月 日		補助者									

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		✓						
	② スペリ台:滑り降り口方向 (mm)		メジャー		✓						
	③ ロープウェイ:滑走部到達部側の運動方向 (mm)		メジャー		✓						
	④ 鉄棒:落下高さ1.5m以下のときの握り棒の前後方向 (mm)		メジャー		✓						
	⑤ プランコ:運動方向 (mm)		メジャー		✓						
	⑥ 上部空間 (mm)		メジャー		✓						
動線	① 動線及び動線エリアの交差はないか		目視		✓						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化 鉄	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	② 梁部 腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	③ 手すり 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	④ 床部 腐食 (ケ所)		目視・打診								
		摩耗		目視・打診							
		へこみ		目視・打診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
	⑤ 登行部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(ササラ)		目視・打診							
		腐食(手すり)		目視・打診							
		腐食(踏板)		目視・打診							
		摩耗(踏板)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ケ所)		目視							
		変形 (ケ所)		目視							
		⑥ 滑降部 腐食(地際部付近)		目視・打診							
	腐食(滑降面)			目視・打診							
	腐食(側面)			目視・打診							
	摩耗(滑降面)			目視・打診							
	摩耗(側面)			目視・打診							
	破損 (ケ所)			目視							
	変形 (ケ所)			目視							

複合遊具(小)定期点検シート(No.2)

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
劣化 鉄	⑦ 継手金具 腐食		目視・打診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
	破損・割れ (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑧ 基礎部 ぐらつき		揺診								
劣化 ステンレス	破損 (ヶ所)		目視								
	露出 (ヶ所)		目視								
	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
	腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② 梁部 腐食(金具付近)		目視・打診								
	腐食(金具付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	③ 手すり 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	④ 床部 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
	摩耗		目視・打診								
	へこみ		目視・打診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑤ 登行部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
	腐食(ササラ)		目視・打診								
	腐食(手すり)		目視・打診								
	腐食(踏板)		目視・打診								
	摩耗(踏板)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑥ 滑降部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
腐食(滑降面)		目視・打診									
腐食(側面)		目視・打診									
摩耗(滑降面)		目視・打診									
摩耗(側面)		目視・打診									
破損 (ヶ所)		目視									
変形 (ヶ所)		目視									
⑦ 継手金具 腐食		目視・打診									
ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診									
ボルトの欠落 (ヶ所)		目視									
破損・割れ (ヶ所)		目視									
変形 (ヶ所)		目視									
⑧ 基礎部 ぐらつき		揺診									
破損 (ヶ所)		目視									
露出 (ヶ所)		目視									

複合遊具(小)定期点検シート(No.3)

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
劣化 木	① 支柱部 腐朽(地際部付近)		目視・打診								
	腐朽(地際部付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② 梁部 腐朽(金具付近)		目視・打診								
	腐朽(金具付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	③ 手すり 腐朽 (ヶ所)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	④ 床部 腐朽 (ヶ所)		目視・打診								
	摩耗		目視・打診								
	へこみ		目視・打診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑤ 登行部 腐朽(地際部付近)		目視・打診								
	腐朽(ササラ)		目視・打診								
	腐朽(手すり)		目視・打診								
	腐朽(踏板)		目視・打診								
	摩耗(踏板)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑥ 継手金具 腐食		目視・打診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
破損・割れ (ヶ所)		目視									
変形 (ヶ所)		目視									
⑦ 基礎部 ぐらつき		揺診									
破損 (ヶ所)		目視									
露出 (ヶ所)		目視									
劣化	① ロープ 摩耗(本体)		目視								
	摩耗(からげロープ)		目視								
	ほつれ(本体)		目視								
	ほつれ(からげロープ)		目視								
	止め金具のゆるみ		触診								
	からげロープのゆるみ		触診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② ワイヤロープ 腐食(締結部付近)		目視								
	腐食(締結部付近以外)		目視								
	摩耗(締結部付近)		目視								
	摩耗(締結部付近以外)		目視								
	止め金具のゆるみ		触診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								

複合遊具(小)定期点検シート(No.4)

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
劣化	③ チェーン 腐食		目視								
	摩耗(取付部付近) (mm)		ノギス								
	摩耗(取付部付近以外) (mm)		ノギス								
	止め金具のゆるみ		触診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	④ タイヤ 摩耗		目視								
	ワイヤーの露出		目視								
	へたり		目視								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑤ プラスチック 摩耗		目視								
	クラック		目視								
	変色		目視								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑥ 滑降部 ローラーの異音		触診								
	ローラーの回転不良		触診								

※ 構成されている遊具については、個別の点検表を添付するものとする。

備考

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

複合遊具(中)定期点検シート(No.1)

遊具番号				点検者	専門技術者			総合判定	
点検年月日		令和	年	月	日	補助者			

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
安全領域	① 全方向 (mm)		メジャー		✓						
	② スペリ台:滑り降り口方向 (mm)		メジャー		✓						
	③ ロープウェイ:滑走部到達部側の運動方向 (mm)		メジャー		✓						
	④ 鉄棒:落下高さ1.5m以下のときの握り棒の前後方向 (mm)		メジャー		✓						
	⑤ プランコ:運動方向 (mm)		メジャー		✓						
	⑥ 上部空間 (mm)		メジャー		✓						
動線	① 動線及び動線エリアの交差はないか		目視		✓						
設置面	① 大きな凸凹		目視								
	② 石や根の露出		目視								
	③ マットのめくれ・破損		目視								
	④ 異物		目視								
劣化鉄	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(地際部付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	② 梁部 腐食(金具付近)		目視・打診								
		腐食(金具付近以外)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	③ 手すり 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	④ 床部 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
		摩耗		目視・打診							
		へこみ		目視・打診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	⑤ 登行部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(ササラ)		目視・打診							
		腐食(手すり)		目視・打診							
		腐食(踏板)		目視・打診							
		摩耗(踏板)		目視・打診							
		ぐらつき		揺診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							
	⑥ 滑降部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
		腐食(滑降面)		目視・打診							
		腐食(側面)		目視・打診							
		摩耗(滑降面)		目視・打診							
		摩耗(側面)		目視・打診							
		破損 (ヶ所)		目視							
		変形 (ヶ所)		目視							

複合遊具(中)定期点検シート(No.2)

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
劣化 鉄	⑦ 継手金具 腐食		目視・打診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
	破損・割れ (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑧ 基礎部 ぐらつき		揺診								
破損 (ヶ所)		目視									
露出 (ヶ所)		目視									
劣化 ステンレス	① 支柱部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
	腐食(地際部付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② 梁部 腐食(金具付近)		目視・打診								
	腐食(金具付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	③ 手すり 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	④ 床部 腐食 (ヶ所)		目視・打診								
	摩耗		目視・打診								
	へこみ		目視・打診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑤ 登行部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
	腐食(ササラ)		目視・打診								
	腐食(手すり)		目視・打診								
	腐食(踏板)		目視・打診								
	摩耗(踏板)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑥ 滑降部 腐食(地際部付近)		目視・打診								
	腐食(滑降面)		目視・打診								
	腐食(側面)		目視・打診								
摩耗(滑降面)		目視・打診									
摩耗(側面)		目視・打診									
破損 (ヶ所)		目視									
変形 (ヶ所)		目視									
⑦ 継手金具 腐食		目視・打診									
ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診									
ボルトの欠落 (ヶ所)		目視									
破損・割れ (ヶ所)		目視									
変形 (ヶ所)		目視									
⑧ 基礎部 ぐらつき		揺診									
破損 (ヶ所)		目視									
露出 (ヶ所)		目視									

複合遊具(中)定期点検シート(No.3)

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
劣化 木	① 支柱部 腐朽(地際部付近)		目視・打診								
	腐朽(地際部付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② 梁部 腐朽(金具付近)		目視・打診								
	腐朽(金具付近以外)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	③ 手すり 腐朽 (ヶ所)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	④ 床部 腐朽 (ヶ所)		目視・打診								
	摩耗		目視・打診								
	へこみ		目視・打診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑤ 登行部 腐朽(地際部付近)		目視・打診								
	腐朽(ササラ)		目視・打診								
	腐朽(手すり)		目視・打診								
	腐朽(踏板)		目視・打診								
	摩耗(踏板)		目視・打診								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑥ 継手金具 腐食		目視・打診								
	ボルトのゆるみ (ヶ所)		打診・触診								
	ボルトの欠落 (ヶ所)		目視								
破損・割れ (ヶ所)		目視									
変形 (ヶ所)		目視									
⑦ 基礎部 ぐらつき		揺診									
破損 (ヶ所)		目視									
露出 (ヶ所)		目視									
劣化	① ロープ 摩耗(本体)		目視								
	摩耗(からげロープ)		目視								
	ほつれ(本体)		目視								
	ほつれ(からげロープ)		目視								
	止め金具のゆるみ		触診								
	からげロープのゆるみ		触診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	② ワイヤロープ 腐食(締結部付近)		目視								
	腐食(締結部付近以外)		目視								
	摩耗(締結部付近)		目視								
	摩耗(締結部付近以外)		目視								
	止め金具のゆるみ		触診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								

複合遊具(中)定期点検シート(No.4)

点検箇所	点検項目	写真No.	点検方法	項目別判定			処置方法の提案	箇所別判定			
				○	△	×		a	b	c	d
劣化	③ チェーン 腐食		目視								
	摩耗(取付部付近) (mm)		ノギス								
	摩耗(取付部付近以外) (mm)		ノギス								
	止め金具のゆるみ		触診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	④ タイヤ 摩耗		目視								
	ワイヤーの露出		目視								
	へたり		目視								
	ぐらつき		揺診								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑤ プラスチック 摩耗		目視								
	クラック		目視								
	変色		目視								
	破損 (ヶ所)		目視								
	変形 (ヶ所)		目視								
	⑥ 滑降部 ローラーの異音		触診								
	ローラーの回転不良		触診								

※ 構成されている遊具については、個別の点検表を添付するものとする。

備考

	点検項目	写真No.	点検方法	点検結果			備考
塗装	塗装のはがれ・浮き		目視・触診	○	問題なし(剥離50%未満)		
				△	経過観察(50%以上80%未満)		
				×	再塗装が必要(80%以上)		

点検時に実施した措置	
ボルト類の増し締め	箇所
使用禁止テープ	箇所
撤去(取り外し)	箇所
その他()	箇所
その他()	箇所

判定基準	
項目別判定	○:異常なし・適合
	△:軽微な劣化(経過観察)
	×:要修理・不適合
箇所別判定	a:健全(△・×なし)
	b:経過観察(△あり、×なし)
	c:要修理(×あり)
	d:使用禁止
総合判定	A:健全(b・c・dなし)
	B:経過観察(bあり、c・dなし)
	C:要修理(cあり、dなし)
	D:要修理・使用禁止(dあり)

点検作業のポイント
① 支柱地際部の腐食は支柱全てを基礎天端まで掘り起こし、目視・打診で判定する。
② 支柱・歩行部の腐食は分解せず外観を目視・打診で判定する。
③ 継手金具は分解せず外観を目視で判定する。
④ ボルトの緩みは全数を打診・触診で判定する。緩みがある場合は、その場で増し締めを行う。
⑤ 基礎部のぐらつきは全ての柱を揺り動かして判定する。

令和8年度 定期点検異常箇所一覧表

施設番号	施設名	遊具番号	遊具名	遊具数量		異常箇所名	異常内容及び診断	箇所別判定	点検時の対応	処置方法の提案	写真番号	判定処置	処置完了日	備考

委 託 名								
受 託 者					業務責任者			
履 行 期 間		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
発 議 事 項								
見 解 等								
受託者（発議）	上記発議事項について ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 依頼 します。 令和 年 月 日							
	代表者				業務責任者		業務担当者	
発注者（発議・回答）	上記発議事項について ☐ 協議 ☐ 指示 ☐ 回答 ☐ 承諾 ☐ 受理 します。 令和 年 月 日							
	部 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	課 長	参事	参事	施設管理担当者		
受託者（回答）	上記 （ 発議事項 ・ 見解等 ） について ☐ 了承 ☐ 協議 ☐ 提出 します。 令和 年 月 日							
	代表者				業務責任者		業務担当者	